

答 申

第1 当審査会の結論

岐阜市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開請求に対する一部公開決定（令和7年6月5日付け岐阜市行事第102号。以下「本件処分」という。）のうち、別表に示す情報（以下「要開示情報」という。）については公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨及びその理由の要旨は、審査請求書によれば、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由の要旨

- (1) 団体が市に対して送った書面に個人情報が含まれていると市は主張しているが、その部分だけを公開しなければ良い。また、ほとんどの部分が個人情報ではないだろうと推察する。
- (2) 本件処分に係る公文書公開請求決定通知書（以下「決定通知書」という。）の非公開の理由として「団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。」等と記されている。本来は、当該書面を発出した団体に対し、公開の可否の確認が必要と考えるが、そうした手続が取られたか疑問である。
- (3) 過去の公文書公開請求では、当該団体と岐阜市との団体交渉のやり取りの多くが公開されているが、今回は、非常に限定的な公開にとどまっている。公共の利益にかなう可能性がある情報は、出来得る限り公開すべきである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明及びその理由の要旨は、弁明書によれば、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 弁明の理由の要旨

(1) 法人等情報について

法人等情報に係る審査請求人の不服は、法人等情報のうち「団体の印影」を除く「団体内の決定事項その他内部管理に関する情報」が公開されなかったことと推察されるため、以下、これについて述べる。

本件処分の対象となった公文書（以下「本件公文書」という。）には、〇〇及びその支部（以下「組合等」という。）の活動方針、組織、会計

等に係る内容が記載されている。

これらの情報は、組合等の内部管理情報であり、公にすることにより組合等の正当な利益を害するおそれがある情報といえることから、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第2号アに該当する。

(2) 個人に関する情報について

本件公文書には、組合等に係る内部管理情報のほか、組合等の組合員、役員等に係る組合等内部における活動に関連する記載、組合等内部における活動とは直接的に関連しないと思われる記載等がある。

組合等の組合員、役員等に係る組合等内部における活動に関連する記載は、組合等の内部管理情報にも該当し得る。一方で、組合等内部における活動とは直接的に関連しないと思われる記載については、組合等の内部管理情報には該当しないが、組合等に関係する者であれば個人を特定し得る内容を含むことから、当該個人に関する記載は、条例第6条第1号に該当する。

(3) 第三者の意見聴取について

条例第8条の2では、同条第2項の規定に該当する場合に限り、第三者に意見書提出の機会を付与しなければならないとしており、それ以外の場合は、実施機関の裁量により行うものである。

条例第8条の2第2項の規定に該当しない本件は、本件公文書の公開の可否を組合等に確認する必要があるということはなく、本件処分に手続的な瑕疵はない。

(4) 結論

以上から、本件処分は適法かつ妥当なものであるため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 当審査会の判断

1 条例第6条第2号アの該当性

(1) 条例第6条第2号では、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書については、公開を拒むことができると規定されている。

(2) 同号の「正当な利益」には、ノウハウ、信用等、法人等の運営上の地位を広く含むものであり、公正に事業を行う上での利益等が含まれ、具体的には、法人の経営に関する情報（営業活動上の秘密に関する情報、信用に関する情報、もっぱら内部に関する情報等）等が該当する。

(3) 同号の「おそれ」の判断に当たっては、「おそれ」が客観的に認められること（客観性基準）、および「おそれ」の存在が法的保護に値する程度の蓋然性をもって認められること（蓋然性基準）が必要であると解

される。仮に、その判断に当たって、当該公文書の個別具体的な文言等から当該法人等の権利が具体的にどのように害される蓋然性があるのか、明らかにしなければならないとすると、そのことは実質的にみて当該公文書の公開を要求しているのと同じことになるから、非公開情報を定めた条例の趣旨に反する。したがって、当該情報が、どのような法人に関するどのような種類のものであるかなどといった一般的な性質から、当該法人の権利利益等を害するおそれがあるか否かを客観的に判断することが相当であると解される（東京地方裁判所平成16年12月24日判決参照）。

(4) 以上を踏まえて、本件非公開情報の条例第6条第2号アの該当性について検討する。

ア 「団体内の決定事項その他内部管理に関する情報」

本件公文書は、〇〇が●●に支部を置いてきたことに係る連絡事項が記載されたものであり、具体的には、組合等の活動方針、組織、会計等に係る情報が記載されている。

これらの情報は、組合等の内部管理に関する情報であり、公にすることにより組合等の正当な利益を害するおそれがある情報といえることから、条例第6条第2号アの非公開情報に該当する。

ただし、要開示情報は、組合等の内部管理に関する情報そのものではなく、また内部管理情報が推測される情報であるとも認められないことから、条例第6条第2号アの非公開情報に該当するとはいえない。

イ 「団体の印影」

(ア) 基本的な考え方

法人等が取引等の活動をする際に利用する印章又は印影については、一般的には、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、事業者は、その開示の可否、範囲を自ら決定することができる権利ないしそれを自己の意思によらないでみだりに他に開示、公表されない利益を有している。

しかし、元来は事業者が内部限りにおいて管理し、開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であったとしても、事業者がそのような管理をしていないと認められる場合には、これが開示されることにより正当な利益等が損なわれることにはならない（最高裁判所平成14年9月12日判決参照）。

(イ) あてはめ

実施機関を通じて確認したところ、本件公文書に押捺された組合等の印影は、組合等における重要な文書に押捺されているものであり、不特定多数の者に交付する書面に押捺し、多数の者に広く知れ渡ること及び当該者を介してさらに広く知れ渡ることを容認しているといえるような事情は認められなかった。

したがって、組合等の印影が公になると、偽造等によって組合等の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、当該情報は、条例第6条第2号アの非公開情報に該当する。

- (5) 以上から、「団体内の決定事項その他内部管理に関する情報」（要開示情報を除く。）及び「団体の印影」は、いずれも組合等に関する情報であって、公にすることにより、組合等の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、条例第6条第2号アの非公開情報に該当する。

2 条例第6条第1号の該当性

- (1) 条例第6条第1号では、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、公開を拒むことができると規定されている。
- (2) 同号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報（公知の情報、一般に入手可能なもの等一般人が通常入手し得る情報が含まれ、また、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。）と照合することにより特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 以上を踏まえて、本件非公開情報の条例第6条第1号の該当性について検討する。

本件公文書には、組合等の内外において組合員等が行ったとされる発言や行動等が記載されている。仮に当該情報が開示されると、その内容からして、これを知った組合等の関係者が特定の個人を識別することができると言える。そのため、当該情報は条例第6条第1号の非公開情報に該当する。

3 第三者の意見聴取について

- (1) 第三者に対する意見書提出の機会の付与について規定する条例第8条の2第1項では、公開請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができると規定されている。
- (2) そして、同条第2項では、①第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が条例第6条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）に該当すると認められるとき、②第三者に関する情報が記録されている公文書

を公益上の理由により裁量的公開をしようとする場合に限り、当該第三者に意見書提出の機会を付与しなければならないと規定されている。

- (3) 本件は、(2)の①に該当するような事実はなく、また、(2)の②に該当する場合でもないため、条例第8条の2第2項に規定する場合には該当しない。したがって、本件処分の前に、本件公文書の公開の可否を組合等に確認する必要はない。

4 結論

- (1) 上記の理由により、第1のとおり判断する。
- (2) なお、決定通知書の別紙において、複数の非公開の理由が提示されているが、本件公文書のいずれの部分がそれぞれの非公開の理由に該当するのか特定されておらず、非公開の理由と本件公文書の塗抹部分との対応関係が不明であり、求められる理由の提示として十分であるとはいえない。

岐阜市行政手続条例（平成8年岐阜市条例第31号）第8条第1項の趣旨を踏まえると、特定の公文書について非公開の理由が複数ある場合には、当該公文書の種類、性質等とあいまって公文書公開請求をした者がいずれの部分かそれぞれの非公開の理由に対応しているのか当然知り得るような場合を除き、いずれの部分かそれぞれの非公開の理由に該当するのか特定されなければならない。

したがって、本件処分における理由の提示は、岐阜市行政手続条例第8条第1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものといわざるを得ず、実施機関は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

別表

公文書名	公開すべき情報
ご挨拶（2025年3月に△△から●●に提出された書類）	2ページ目、14行目の8文字目から25文字目まで

第5 審査会までの審査経緯等

- | | | |
|------|--------|--------------------|
| 令和7年 | 5月22日 | 公文書公開請求 |
| | 6月5日 | 実施機関による一部公開決定 |
| | 8月1日 | 審査請求 |
| | 9月3日 | 実施機関による弁明及び証拠書類の提出 |
| | 11月14日 | 審査会への諮問 |
| 令和8年 | 1月26日 | 審査会の審議 |
| | 4月17日 | 審査会の審議 |
| | 5月11日 | 審査会の審議及び答申 |

岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長	土	田	伸	也
委員	池	田	紀	子
	井	上	吉	博
	岩	田	尚	之
	三	谷		晋